

## 車イスの貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅で緊急的かつ一時的に車イスを必要とする者に、日常生活上の負担の軽減や、社会参加等のための用具として貸出を行うほか、学校や地域における福祉体験活動等の用具として貸出することにより、市民の地域福祉に対する関心と理解を深めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会（以下「市社協」という）とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として廿日市内に住所を有し、緊急的かつ一時的に車イスの利用を希望する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 傷病のため一時的に必要とする者。
- (2) 病院又は福祉施設等からの一時帰宅のために必要とする者。
- (3) 車イス体験等、学校や地域の諸行事で必要とする者。
- (4) 旅行等で廿日市市に短期間滞在する者。
- (5) その他、市社協会長（以下「会長という」）が特に必要と認めた者。

2 前項に該当する者のうち、公的制度による車イスの交付又は貸与を受ける資格を要する者は、原則として対象としない。

(申込)

第4条 車イスの貸出を申込する者（以下「申込者」という）は、必要事項を記載した車イス利用申込書を市社協に提出する。

(許可)

第5条 市社協は、車イスの貸出を許可したとき、申込者に対し車イス利用許可書を交付する。

2 車イス利用許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という）は、車イスの取り扱いに関する注意事項について、市社協職員から説明を受けなければならない。

(貸出期間)

第6条 車イスの貸出期間は、1月以内とする。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 車イス購入に1月以上を要する場合。
- (2) その他、会長が特に必要と認めた者。

(貸出費用)

第7条 車イスの貸出費用は、無料とする。ただし、貸出期間中の維持管理は、利用者の責任において行うものとする。

(運搬)

第8条 車イスの運搬は、原則として利用者が行うものとする。

(禁止事項)

第9条 利用者は、貸出を受けた車イスを市社協に無断で第三者に譲渡または貸与してはならない。

(返却)

第10条 利用者は、貸出を受けた車イスを、許可を受けた貸出期間内に、市社協へ返却する。

- 2 利用者は、車イスの返却時には、車イスの清掃を実施しなければならない。
- 3 市社協職員は、返却を受けた車イスを、利用者とともに点検する。

(損害賠償義務)

第11条 貸出を受けた車イスを破損又は盗難等により紛失した場合は、利用者が弁償するものとする。ただし、会長が特にその必要がないと認めた場合は、この限りではない。

(通知義務)

第12条 次の各号に該当する場合、利用者は速やかに市社協に通知をしなければならない。

- (1) 車イスに異状を感じた場合。
- (2) 貸出期間中に住所や連絡先が変更となった場合。

2 前項第1号に該当する場合、利用者は直ちに車イスの利用を中止しなければならない。

(貸出中の事故)

第13条 貸出を受けた車イスの利用により生じた事故について、市社協は一切の責任を負わないものとする。

(貸出の中止)

第14条 利用者がこの要綱に定める義務や禁止事項を遵守しない場合、市社協は直ちに車イスの貸出を中止し、返却させることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。